

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 27日

都道府県知事
(市長) 三日月 大造 殿

提出者

住 所 福井県鯖江市下河端町第6号1番地1号

氏 名 K B セーレン株式会社
代表取締役社長 寺前 勝基

電話番号 0778-51-5350

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	K B セーレン株式会社 長浜工場
事業場の所在地	滋賀県長浜市鐘紡町1番11号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

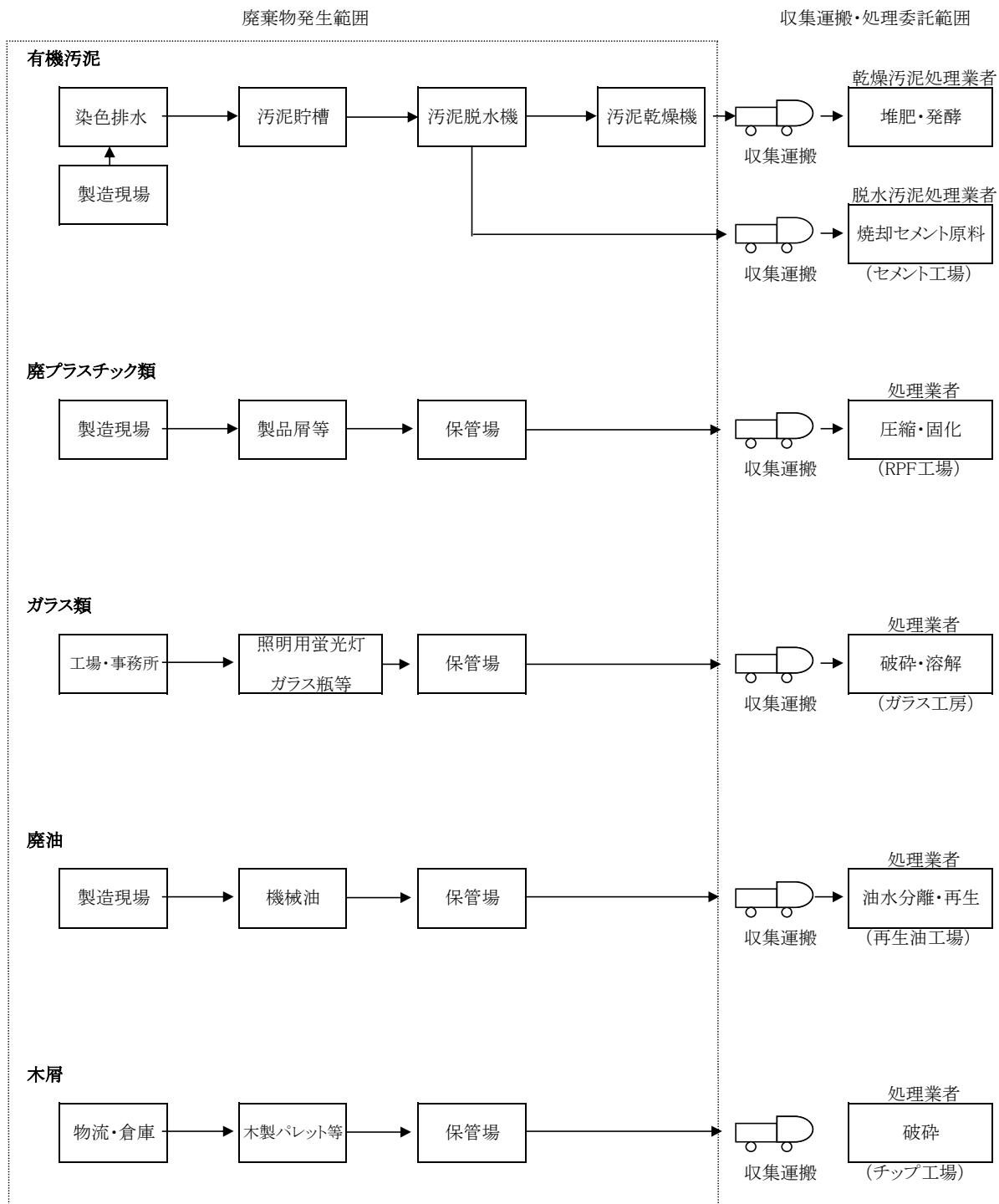
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	繊維工業
②事業の規模	生産品出荷額 22.75 億円／年
③従業員数	160名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の一連の処理の工程

(別紙-1)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2のとおり

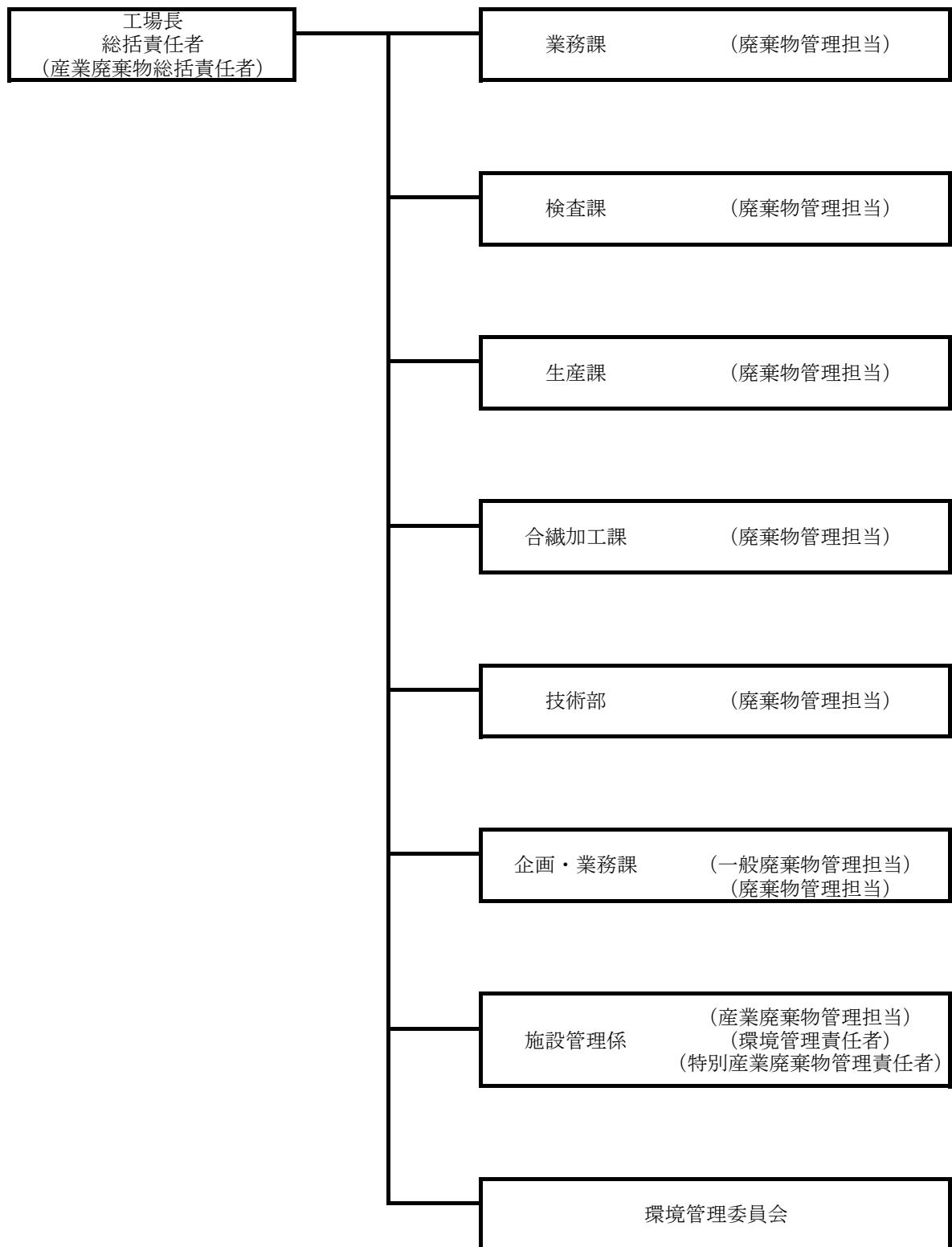
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】								
①現状	産業廃棄物の種類	有機汚泥	廃プラスチック類	廃蛍光灯	ガラス陶器	廃油	木屑	金属屑
	排出量	14734.0 t	443.67 t	0.11 t	0.3 t	1.08 t	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)								
「廃棄物の適正処理とその削減及びリサイクルの推進」を掲げ年度毎にそれぞれの部署にて具体的な実施目標設定し目標達成に取り組んでいる。具体的には、再加工反発生率の削減（前年度比1%削減）。事業系一般廃棄物の分別廃棄適正処理。コピー用紙、コンピューター用紙の裏紙使用。廃棄物のリサイクル、リユースの推進を実施。								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	廃プラスチック類	廃蛍光灯	ガラス・陶器	廃油	木屑	金属屑
	排出量	14586.66 t	439.23 t	0.10 t	0.29 t	1.07 t	10 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組)								
これまで実施してきた取組をさらに推進し実行を図る。薬品等の使用削減により処理量を削減、選別・分別の徹底によりさらに再生利用を推進する。また、汚泥含水率を下げ中間処理後の汚泥排出量を下げる								

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	廃プラスチック類、紙類（紙類についてはダンボール、紙管、紙屑にて分別古紙再生利用）
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	廃プラスチック類、紙類（紙類についてはダンボール、紙管、紙屑など使用再生可能なもの全て分別選別を実施し古紙再生利用）

(管理体制図)



自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	-	-	-	-
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	-	-	-	-
(これまでに実施した取組)					
-					
【目標】					
②計画	産業廃棄物の種類	-	-	-	-
	自ら再生利用を行いう 産業廃棄物の量	-	-	-	-
(今後実施する予定の取組)					
-					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	有機汚泥	-	-	-
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	-	-	-	-
	自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量	14311.03 t	-	-	-
(これまでに実施した取組)					
薬品テストを行い、減容化実施している					
【目標】					
②計画	産業廃棄物の種類	有機汚泥	-	-	-
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	-	-	-	-
	自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量	14168 t	-	-	-
(今後実施する予定の取組)					
含水率を下げることにより、減容化を図り処理量を削減する					

(第4面)

(第5面)

(第5面)

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	廃プラスチック類	廃蛍光灯	ガラス・陶器	廃油	木屑	
	全処理委託量	418.74 t	439.23 t	0.10 t	0.29 t	1.07 t	10 t	-
	優良認定処理業者への処理委託量	-		-	-		-	-
	再生利用業者への処理委託量	418.74 t	439.23 t	0.10 t	0.29 t	1.07 t	10 t	-
	認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-
	(今後実施する予定の取組)							
	汚泥の減容化をさらに図り処理量を削減、プラスチック容器等の分別強化し再利用(通い容器)の拡大。合纖系纖維屑についても再生利用(有価物)の拡大する。紙類(ダンボール、コピー用紙等)を徹底分別を図り古紙再生利用を図り廃棄物の削減を実施する。							
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。